

吸収分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社 : 会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社 : 会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2024年2月1日

高知県高知市春野町弘岡上 648 番地
ニッポン高度紙工業株式会社
代表取締役 近森 俊二

高知県南国市十市 4465 番地 25
NKK ソリューションズ株式会社
代表取締役 近森 俊二

吸収分割に係る事後開示書類

ニッポン高度紙工業株式会社（以下「甲」といいます。）及びNKK ソリューションズ株式会社（以下「乙」といいます。）は、2023年10月31日付で吸収分割契約書を締結し、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社、効力発生日を2024年2月1日として、甲が行う不動産管理業務に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年2月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

甲は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

本吸収分割における甲から乙への債務の承継は、併存的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条の2ただし書に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

乙は甲の100%子会社であることから、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

乙は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2023年11月10日付で、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、官報にて公告し、かつ、知れている債権者に対し各別に催告いたしました。所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

乙は、本吸収分割の効力発生日である2024年2月1日をもって、甲から、甲が行う不動産管理業務に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本吸収分割の効力発生日である2024年2月1日から2週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行い、乙は、会社法第796条第1項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

以上